

平成19年5月9日

各 位

会社名 株式会社 新生銀行
代表者名 代表執行役社長 ティエリー ポルテ
(コード番号 : 8303 東証第一部)

自己優先株式の取得に関するお知らせ

(会社法第 156 条に基づく自己株式の取得)

当行は、平成 19 年 5 月 9 日開催の取締役会において、会社法第 156 条の規定に基づく自己優先株式の取得について、下記の通り、平成 19 年 6 月 20 日開催予定の当行第7期定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得を行う理由

当行は、市場環境、株価水準および自己資本比率などの諸条件を考慮したうえで、公的資金の返済をさらに進めるための財務上の柔軟性を確保するため、自己株式の取得に関し定時株主総会への付議を行うものであります。ただし、現時点において直ちに取得する予定はありません。

2. 取得の内容

(1) 取得する株式の種類	当行甲種優先株式
(2) 取得する株式の総数	74,528 千株(上限)
(3) 株式の取得価額の総額	2,250 億円(上限)
(4) 自己株式取得の期間	平成 19 年 6 月 20 日開催予定の第7期定時株主総会 終結の時から強制転換日(平成 20 年 4 月 1 日)の前日まで

(注)上記の内容については、平成 19 年 6 月 20 日開催予定の当行第7期定時株主総会において、「自己株式(甲種優先株式)取得の件」が承認可決されることを条件といたします。

今回の発表にあたり、当行社長のポルテは次の通り、コメントしております。

「当行の今後の成長を支える強固な資本基盤を確保するとともに、当行のすべてのステークホルダーにとって利益となる公的資金の返済を可能とする財務上の柔軟性を維持してまいります。」

以 上